

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和元年12月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、公共下水道における浸水被害対策についてであります。

このことについて一部の委員から、県内の公共下水道では、浸水被害の備えとして、どのような取組みを行っているのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県には、38箇所の下水处理場があり、中には浸水被害を受ける恐れのある箇所に立地している処理場もあるが、対策には大規模な施設改修を伴い、膨大な費用と時間が必要となるため、ハード整備による対策は難しいと考えている。

このため、当面の対策として被害にあっても業務を継続できるよう、BCPの策定が急務と考えており、現在の地震時想定に加え、水害時も想定したBCPの策定を進めることとし、先般、市町に対する説明会を開催し、策定方法などを指導したところである。

県としては、水害時BCPの早期策定を市町に促し、被災しても適切な初動対応や早期復旧に着手できる体制の構築に向け支援していきたい旨の答弁がありました。

第2点は、河川改修等の防災対策についてであります。

このことについて一部の委員から、近年、地球温暖化により激甚化する豪雨災害等を踏まえ、想定外の事態に備えた対策に取り組むべきと考えるがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国の有識者会議でも、気候変動により雨量や流量が増加することなど、将来を見据えた計画を策定すべきであるとの意見がある一方で、河川改修やダムによるハード整備だけでは限界があると考えている。

このため、避難支援等のソフト対策、さらには、洪水浸水想定区域等におけるまちづくりのあり方も含め、総合的な治水対策について検討を進めていく必要があると考えている旨の答弁がありました。

第3点は、大規模災害による被災者への公営住宅の提供についてであります。

このことについて一部の委員から、今年台風 19 号などにより被災された県外の方からの公営住宅等に関する入居募集の問い合わせや入居状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県では、台風 19 号により住宅が被災し、継続的な居住が困難となった方を対象として、県営住宅や県職員・教職員住宅、市町営住宅の合計 166 戸に加え、善意の民間住宅 3 戸の入居募集を行っており、現時点では募集への問合せが 1 件だけであるが、引き続き、相談を受け付けている。

また、東日本大震災の被災者については県営住宅に 4 戸 5 名が入居中である旨の答弁がありました。

このほか、

- ・岩城橋建設工事に係る請負契約の変更
- ・海岸漂着ごみの対応
- ・県内道路の改良状況

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。